

# 北広島町統合型GISシステム借上業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 第1条【目的】

北広島町統合型GISシステム借上業務（以下「本業務」という。）は、関係部署及び関係機関で共有されている地図及び地籍管理、固定資産情報を一元的に管理し、事務作業の効率化、経費の削減及び住民サービスの向上を目的とする。

この要領は、本業務において、最も適した業者を選択するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2条【業務の概要】

業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 業務名 北広島町統合型GISシステム借上業務
- (2) 業務内容 別紙「北広島町統合型GISシステム借上業務仕様書」のとおり
- (3) サービス提供期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日
- (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）  
初期導入費及び運用保守使用料（5年） 35,000,000円  
（債務負担行為による契約とし、令和9年度から支払い請求が発生する。その際の年額の上限は7,000,000円とする。）

### 第3条【実施方法】

公募型プロポーザル方式

### 第4条【審査委員会の設置】

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「北広島町統合型GISシステム借上業務プロポーザル受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 第5条【契約の相手方の決定方法】

本業務に関するプロポーザル提案参加申請書等の提出を受け、選定委員会において、下記の

- (1) ～ (3) のとおり、提出された書類を審査し、プレゼンテーションを行うものとする。
- (1) 選定委員会では、提出された企画提案書と、選定委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行うものとする。
- (2) 審査方法は、「北広島町統合型GISシステム借上業務提案評価基準（非公表）」に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を決定する。
- (3) 契約に際しては、協議調整を行ったうえ、合意が得られた時点で契約を行うものとし、契約書に記載する項目の詳細については、本町において決定するものとする。  
この合意が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて本町と交渉を行うこととなる。

### 第6条【参加資格】

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者。
- (2) 手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、北広島町の指名除外措置を受けていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) プライバシーマーク又はISMSの認証を受けている者であること。
- (6) 広島県内に本店（本社）、支店（支社）又は営業所を有している者であること。
- (7) 広島県内において、令和2年度以降の地方公共団体における統合型GIS又は固定資産GISの契約実績を有する者であること。

## 第7条【実施要領の配布】

実施要領の配布期間は以下のとおりとする。

- (1) 配布期間  
令和8年7月8日（水）から令和8年7月23日（木）（休日及び午後5時から午前9時までを除く。）  
\*北広島町ホームページからダウンロード可能 (<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/>)
- (2) 配布場所  
〒731-1595  
広島県山県郡北広島町有田1234番地  
北広島町役場3F 管財課管財係
- (3) 配布書類  
(ア) 公告  
(イ) 公募型プロポーザル実施要領（本書）  
(ウ) 仕様書  
(エ) 企画提案書作成要領  
(オ) 各種提出書類様式

## 第8条【参加申込の手続き及び提出物】

このプロポーザルに参加を申請する者は、下記様式1～9の関係書類をそれぞれ提出期限内に提出すること。

- (1) 提出書類  
(様式1) 参加表明質問書  
(様式2) プロポーザル参加表明書  
(様式3) 会社概要書  
(様式4) 地方公共団体における統合型GIS・固定資産GIS構築実績  
(様式5) 配置予定技術者調書  
(様式6) 企画提案質問書  
(様式7) 企画提案書  
(様式8) 企画提案書について情報公開を希望しない届出書  
(様式9) 辞退届  
(別紙) 仕様書閲覧報告書
- (2) 提出期限  
(様式1) 令和8年7月15日（水）午後5時  
(様式2)～(様式5) 令和8年7月23日（木）午後5時  
(様式6) 令和8年7月31日（金）午後5時  
(様式7)～(様式9) 令和8年8月12日（水）午後5時
- (3) 提出部数  
(様式7) 正本1部、副本7部（サイズはA4とし、正本のみを原本とし副本は複写可）  
上記様式以外 1部
- (4) 提出方法  
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる）  
\*仕様書閲覧報告書についてはメールでも可  
〒731-1595  
広島県山県郡北広島町有田1234番地  
北広島町役場 管財課 管財係  
TEL 0826-72-7366 FAX 0826-72-5242  
mail [kanzai@town.kitahiroshima.lg.jp](mailto:kanzai@town.kitahiroshima.lg.jp)

## 第9条【参加表明質問書受付方法】

参加表明の内容に不明がある場合は、参加表明質問書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 提出期限  
令和8年7月15日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法  
電子メールで提出すること。  
mail [kanzai@town.kitahiroshima.lg.jp](mailto:kanzai@town.kitahiroshima.lg.jp)  
件名：「北広島町統合型GISシステム借上業務」参加表明に関する質問  
確認：メールを送った際は、管財課管財係まで電話連絡すること。
- (3) 回答方法  
令和8年7月17日（金）午後5時までに、電子メールにより回答する。

## 第10条【資格審査及び審査結果通知】

提出書類の内容及び参加資格審査を行い、審査の結果、参加資格を有すると認められる場合はプレゼンテーション予定日時を参加資格審査結果通知にて郵送で送付し通知する。また参加申込資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書を送付し通知する。

なお、申込多数の場合は、提出書類を選考の上、上位4者を選定する。

(1) 結果通知発送予定日：令和8年7月28日（火）

## 第11条【企画提案質問書受付方法】

本実施要領及び仕様書の内容に不明がある場合は、企画提案質問書（様式6）を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年7月31日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

mail [kanzai@town.kitahiroshima.lg.jp](mailto:kanzai@town.kitahiroshima.lg.jp)

件名：「北広島町統合型GIS更改業務」プロポーザルに関する質問

確認：メールを送った際は、管財課管財係まで電話連絡すること。

(3) 回答方法

令和8年8月4日（火）までに、すべての参加申込者に電子メールにより回答する。

## 第12条【企画提案書の作成方法】

企画提案書の提出にあたっては、本実施要領及び仕様書等を確認のうえ、別途定める「企画提案書作成要領」の内容及び作成方法に基づいて作成するものとする。

## 第13条【候補者の審査方法】

候補者の審査にあたっては、北広島町統合型GISシステム借上業務プロポーザル受託者選定委員会及び提出書類により次の項目による評価を行う。

### 提案評価の区分と項目

| 評価項目     | 評価事項          | 選定   | 配点  | 小計  |
|----------|---------------|------|-----|-----|
| 会社概要等    | ①会社概要及び財政状況   | 提出資料 | 20  | 40  |
|          | ②受託実績         | 提出資料 | 20  |     |
| 実施方針     | ③実施方針         | プレゼン | 30  | 30  |
| 業務体制等    | ④業務体制及び業務執行計画 | プレゼン | 30  | 30  |
| システムの堅牢性 | ⑤システム構成       | プレゼン | 30  | 30  |
| 統合型GIS   | ⑥統合型GIS運用     | プレゼン | 30  | 60  |
|          | ⑦統合型GIS利活用    | プレゼン | 30  |     |
| 固定資産GIS  | ⑧固定資産算定補助     | プレゼン | 30  | 30  |
| 地籍図管理    | ⑨地籍情報の維持管理    | プレゼン | 30  | 30  |
| その他      | ⑩その他提案        | プレゼン | 30  | 30  |
| 機能要件     | 機能要件一覧        | 機能要件 | 150 | 150 |
| 見積金額     | 見積金額及び利用料内訳   | 提出資料 | 70  | 70  |
| 計        |               |      | 500 | 500 |

なお、点数が審査会で定める基準に満たない場合は失格とする。

#### 第14条【プレゼンテーションの実施】

提案書の提出を行った事業者は、次に示すプレゼンテーションを行う。

- (1) 実施日：令和8年8月19日（水）（予定）
- (2) 実施場所：北広島町役場 2F 201会議室
- (3) 実施方式：会議室での対面方式  
\*使用するスクリーンはHDMI入力を想定。使用出来ない場合は別途協議
- (4) 実施時間：1業者につき50分以内（プレゼンテーション40分以内質疑応答10分以内）
- (5) その他  
ア プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、変更や差し替えは認めない。  
イ 導入予定のシステムを実際に用いてのプレゼンは可とするが、提案書に記載されていない提案は認めない。  
イ パソコンは提案者、66インチ電子ホワイトボード等の必要機材は北広島町が準備すること。

#### 第15条【審査結果】

- (1) 通知発送予定日：令和8年8月21日（金）
- (2) 通知方法：プロポーザル参加者に対し文書を郵送で送付し通知する。
- (3) その他：審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受付ない。

#### 第16条【実施スケジュール】

実施スケジュールは以下のとおりとする。

- (1) 実施要領等の配布：令和8年7月8日（水）～令和8年7月23日（木）
- (2) 参加表明書に関する質問期限：令和8年7月15日（水）
- (3) 参加表明書に関する質問回答：令和8年7月17日（金）
- (4) 参加表明書受付期間：令和8年7月8日（木）～令和8年7月23日（木）
- (5) 企画提案質問書提出期限：令和8年7月31日（金）
- (6) 質問書に対する質問回答：令和8年8月4日（火）
- (7) 企画提案書受付期間：令和8年7月29日（水）～令和8年8月12日（水）
- (8) プレゼンテーション：令和8年8月19日（水）（予定）
- (9) 審査結果通知発送：令和8年8月21日（金）（予定）  
それぞれ、休日及び午後5時から午前9時までを除く。

#### 第17条【提出書類の取り扱い】

提出書類の取り扱いは以下のとおりとする。

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書は、北広島町情報公開条例に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上または事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条の規定により非公開となるため、提出書類の該当部分を非公開とする具体的な理由を明記のうえ、情報公開を希望しない届出書（様式8）により事前に提出しておくこと。公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、両条例に基づき町が客観的に判断する。
- (4) 提出された企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注者に選定されたものが作成した企画提案書の書類については、町が受注者から了承を得て、その一部、又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### 第18条【その他】

その他について以下のとおりとする。

- (1) 本件プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 参加表明及び企画提案に要する費用その他本件プロポーザルに方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類受領後の修正又は変更は認めない。
- (4) 本業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (5) 委託業務の処理に伴い生じた著作権その他の権利は北広島町に帰属するものとする。
- (6) プロポーザル参加申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (7) 企画提案は、1提案者につき1案とする。